

個人事業主様のための関係団体です！

公益社団法人板橋青色申告会

# 新規ご入会者限定！

## 会費半年分割引キャンペーン

会費12,000円 OFF(令和7年4月～9月分)

キャンペーン終了日:先着50名様到達または令和7年9月30日受付分まで

※通常は既存の会員様と公平を期すため、入会時は当該年度の4月分から会費を納入いただいておりますが、本キャンペーンでは本年4月分から9月分までの会費を割引とするものです。なお入会金2000円への割引適応はございません。

いくつかの条件にご理解とご協力をいただきます(裏面も必ずご参照下さい)

- ① 平日9時～15時の間に当会館へお越しください
- ② 記帳方法や決算・申告方法のことで本年11月までに最低3回は必ずご来会ください
- ③ 青色申告会費は通常、年3回4か月分ずつ、銀行口座よりお引落としとなります  
通帳と銀行届出印・キャッシュカードをお持ちください
- ④ 土地建物の譲渡、株式やFX等の取引等はお手伝いできません(裏面をご参照下さい)
- ⑤ その他、詳細等は職員にお尋ねください(☎03-3963-5345)
- ⑥ 当会公式XやInstagramフォローまたはLINE追加をお願い致します



X(Twitter)



Instagram



LINE

上記についてご同意頂いた上、下記のご記入をお願いいたします

ご住所	〒 -		
ご氏名		フリガナ	
職業		屋号	
生年月日	T・S・H 年 月 日	電話/携帯	- -
節税制度に興味はありますか？ 小規模企業共済・・・所得税・住民税を抑えつつご自身の退職金積立ができます。 青色共済・・・諸会費として経費にしながら死亡・入院補償を付けることができます。 当会にてご相談・ご加入を承っております。ぜひご検討下さい！			
※他のキャンペーンとの併用不可		当会記入欄・職員：	会員番号：

## 帳簿の記帳方法・会計ソフトの入力方法について ご相談は年内までをお願いいたします

帳簿の記帳方法、会計ソフトの入力方法、決算書の作成方法などの説明をお受けになりたい方やご質問がある方は年内12月中旬（**初回は10月中旬**）までに決算・申告とは別にご来会をお願いいたします。なお1度だけのご来会ではなく必要に応じて数回お見えいただきます。

年明けは、年末調整や確定申告などで常時混雑しております。また確定申告が優先となるため記帳方法や会計ソフトの入力方法等の対応ができません。

- ・会計ソフトで入力の方はパソコンをご持参ください（USBメモリーでお持ちいただきますと事務局のソフトとのバージョン違い等で開けない場合があります）。
- ・現在多くの会計ソフトが流通しておりますが、当会はジョブカン会計、やよいの青色申告（オンライン版を除く）の指導にのみ対応しております。
- ・なお帳簿の保存方法は紙による保存が原則です。会計ソフトで入力したものについても原則として印刷して保存する必要があります。（7年間の保存義務有り）
- ・帳簿やパソコンの他に、昨年の申告資料・通帳・請求書・領収証などがあると比較のお話しもスムーズになります。

## 土地・家屋の売却、収用、株式の売却、FXの取引、 仮想通貨（暗号資産）の取引、金銀銅売却等のある方

◎当会では下記の売却や取引の計算や書類作成のお手伝いができません。

- ・土地、家屋等の不動産の売却
- ・収用
- ・株式の売却
- ・外貨預金の取引
- ・ストックオプション
- ・先物の取引
- ・FXの取引
- ・投資信託等の取引
- ・仮想通貨（暗号資産）の取引
- ・金銀銅プラチナ等の売却取引
- ・居住用財産の買換え
- ・相続時精算課税
- ・その他、雑所得、分離課税や贈与税及び相続税等の資産税関係が伴うもの

※消費税申告は内容によりお手伝い、または対応できない案件もございます。

（輸出入業、コンビニエンスストア等含む）

◎上記等の売却（売買）や取引がある場合は事前に、税務署への相談、もしくは税理士先生に依頼され、該当書類の計算と書類作成をしてから確定申告時にご持参くださいますようお願いいたします。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

公益社団法人板橋青色申告会